

○海部地区急病診療所組合職員に係る自家用車の公務使用に 関する取扱要領

(平成6年4月1日)
要領第1号

改正 平成15年6月1日 要領第1号
平成21年9月7日 要領第1号

第1 趣旨

この要領は、公務の円滑な執行に資するため、職員が出張に際し、自家用車を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要領において「自家用車」とは、職員の所有に係る道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。
- 2 この要領において「所属長」とは、別表に定める者をいう。

第3 承認の基準

- 1 所属長は、次のいずれかに該当する場合には、職員が自家用車を公務に使用すること及び当該自家用車に同乗することを承認することができる。
 - (1) 災害の発生又は緊急用務により、その使用の必要が認められる場合
 - (2) 公用車が修繕、定期点検整備等により使用できないため、その使用の必要が認められる場合
 - (3) その他公務の円滑な執行に資するため、その使用の必要が認められる場合
- 2 所属長は、次のいずれかに該当すると認められた場合には、前項の承認をすることができない。
 - (1) 使用する自家用車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく点検をせず、又は検査を受けていない場合
 - (2) 運転する職員が、その使用する自家用車について、保険金額無制限の対人賠償保険及び保険金額200万円以上の対物保険（以上「任意保険」という。）に加入していない場合
 - (3) 運転する職員が、運転免許を受けた日から1年を経過していない場合
 - (4) 運転する職員が、交通事故を起こし、又は交通法規に違反して、刑罰に科せられ、又は行政処分を受け、その科せられた日又は受けた日から1年を経過していない場合
 - (5) その他所属長が、使用させないことが適当であると認めた場合

第4 承認の手続

職員が自家用車を公務に使用しようとする場合及び自家用車に同乗する場合は、あらかじめ自家用車使用承認簿（別記様式）により、所属長の承認を受けなければならない。

第5 旅費の取扱

- 1 自家用車を公務に使用して旅行することを承認された職員については、在勤庁から目的地までの交通機関を利用して陸路（鉄道を除く。）旅行をしたものとみなした旅費を支給する。ただし、海部地区急病診療所組合職員等の旅費に関する条例（平成2年海部地区休日診療所組合条例第5号）第20条及び第21条に基づく旅費の計算に当たってのいわゆる2分の1加算規定並びに同条例第22条第1項ただし書の規定は適用しない。

- 2 自家用車に同乗することを承認された職員については、在勤庁から目的地までの公用車による旅行をしたものとみなした旅費を支給する。
- 3 海部地区急病診療所組合職員等の旅費の支給に関する規則（平成2年海部地区休日診療所組合規則第3号）に規定する旅行命令簿及び旅費請求書の記載に当たっては、旅行命令簿の「公私区分」欄及び旅費請求書の「旅行の経路及び区分等」欄に、第1項の職員については「自家用車」と、前項の職員については「自家用車同乗」と明記するものとする。

第6 損害賠償

自家用車を公務に使用することの承認を受けた職員が、公務使用中に当該自家用車により他人の生命若しくは身体又は財物を害した場合における損害賠償については、当該職員が、その加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償する。ただし、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、当該職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その超える額について海部地区急病診療所組合が負担する。

第7 自家用車の修繕

自家用車を公務に使用することの承認を受けた職員が、公務使用中に当該自家用車を損傷した場合には、当該職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その修繕に要する経費のうち自己負担分について海部地区急病診療所組合が負担する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、自家用車の公務使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月1日要領第1号）

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成21年9月7日要領第1号）

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

別表（第2関係）

職 務 の 級	所 属 長
事 務 局 長	副 管 理 者
5 級、6 級及びその準ずる職	副管理者又は事務局長
1 級～4 級及びその準ずる職	副管理者又は事務局長

備考 副管理者とは海部地区急病診療所組合決裁規程（昭和61年海部地区休日診療所訓令第2号）第2条第5号により定めた者をいう。

別記様式 (第4関係)

自家用車使用承認簿

所属長	承認年月日	使用者氏名	自家用車の登録番号	運 転 資 格			要 件			承認期間
				自家用車の所有者	道路運送車両法の点検検査	任意保険	運転資格	刑罰又は行政処分	健康状態等	
				本人 その他()	実施	加入年月日 ・ 人 無制限 物 万円	取得年月日 ・ ・	なし 1年以上 経過		・ ・ ～ ・ ・
				本人 その他()	実施	加入年月日 ・ 人 無制限 物 万円	取得年月日 ・ ・	なし 1年以上 経過		・ ・ ～ ・ ・
				本人 その他()	実施	加入年月日 ・ 人 無制限 物 万円	取得年月日 ・ ・	なし 1年以上 経過		・ ・ ～ ・ ・
				本人 その他()	実施	加入年月日 ・ 人 無制限 物 万円	取得年月日 ・ ・	なし 1年以上 経過		・ ・ ～ ・ ・
				本人 その他()	実施	加入年月日 ・ 人 無制限 物 万円	取得年月日 ・ ・	なし 1年以上 経過		・ ・ ～ ・ ・
				本人 その他()	実施	加入年月日 ・ 人 無制限 物 万円	取得年月日 ・ ・	なし 1年以上 経過		・ ・ ～ ・ ・